

**豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業
環境影響評価準備書に関する関係市長意見
(岡崎市長意見、豊田市長意見)**

愛知県知事 様



豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価準備書について（回答）

平成23年5月11日付け23環活第71-3号でご照会のありましたことについては、下記のとおりです。

記



調査、予測及び評価の結果

1 動物、植物、生態系

- (1) 営巣が確認されている、ミゾゴイ、ハチクマ及びサシバについては、工事期間中の影響を低減するため、専門家の助言を踏まえ、工事の時期や方法を工夫するとともに、工事期間中及び供用後において、準備書に記載された事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、コサメビタキを含む他の動物についても同様に、準備書に記載された事後調査及び環境監視を適切に実施すること。
- (2) 事業者が設置するテストコース及び管理用道路の構造については、動物の移動経路の分断による影響の低減に配慮すること。
- (3) 環境保全措置としてのヒルムシロの移植について、移植先では移入種になることから、移植時期や方法について専門家の助言を踏まえ、適切に事後調査を行うとともに、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

2 事後調査・環境監視計画

- (1) 工事期間中及び供用後の事後調査及び環境監視について、環境上の各種基準の達成状況や重要種等の環境保全措置の実施状況を市及び地元へ情報提供すること。また、結果について、重要な種の乱獲防止に留意して公表するとともに、さまざまな分野で閲覧・利用されるよう配慮すること。

3 公害防止対策

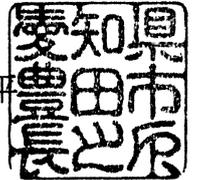
- (1) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合には、速やかに報告するとともに 対策について協議すること。

（担当：環境部 環境総務課 総務班 電話：0564-23-6271）

豊環保発第 1340 号
平成 23 年 7 月 15 日

愛知県知事
大村 秀章 様

豊田市長 鈴木 公平



豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価準備書について (回答)

平成 23 年 5 月 11 日付け 23 環活第 71-3 号の照会については、別紙のとおりです。



(問合せ先)

豊田市役所 環境保全課 規制指導担当

電話(0565)-34-6628

豊田市長意見

豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価準備書に記載されている計画策定時点における環境配慮事項を遵守することはもとより、事業の実施に際し、準備書に記載されている環境の保全のための措置、事後調査及び環境監視の計画を的確に履行し、地域環境への影響の回避、低減に積極的に努められたい。

また、これらの取組状況や結果をわかりやすく情報発信するよう努めること。

<個別事項>

1 騒音、振動

- (1) 建設機械の稼働等（発破作業含む）に伴う騒音及び振動について、予測では規制基準値以下であるが、事業区域の周辺に学校や住宅が存在することから、これら近傍で工事が行われる場合には、調査地点を追加するなど適切な環境監視に努めること。また、必要に応じ対策を実施すること。
- (2) 道路交通騒音について、事業に伴う関係車両の増加による影響が考えられることから、学校や住宅密集地など周辺環境を考慮し、環境監視を適切に実施すること。また、必要に応じ対策を実施すること。

2 水質

土地改変区域の面積が250ha以上あり、また、用地造成工事の期間も8年間と長期にわたることから、工事中の濁水の低減に向け調整池の適切な維持管理に努めるとともに、周辺河川の環境監視を実施するよう努めること。

また、施設供用後も1年間程度は、周辺河川への影響について監視に努め、必要に応じ対策を実施すること。

3 動物、植物、生態系

- (1) 里山は、人が継続的に手入れすることで維持されてきた。里山環境に適応した動植物も多数確認されていることから、環境の保全のための措置に記載のとおり、持続的に管理すること。また、工事及び供用に伴う関係車両による哺乳類との衝突事故を未然に防ぐため、関係者への啓発に努めること。

(2) 動物、植物及び生態系に対する保全措置は、意図した効果が得られない結果になることがあるので、工事中及び施設供用後もできるだけ長期にわたりモニタリングを継続し、十分な効果が得られない場合は、新たな保全措置を検討し実施するよう努めること。また、工事期間中に新たに重要な動植物が確認された場合は、専門家等の意見を踏まえ生息、生育環境に対する影響を考慮し適切な対策を実施すること。

4 温室効果ガス等

工事関係車両及び施設関係車両に対して、地球温暖化防止対策として、看板等により、アイドリングストップを呼びかけるよう努めること。

事業区域内に残存及び植林された森林、特に人工林・里山林について適切な管理を継続的に行い、温暖化防止対策に努めること。

5 環境監視調査結果の情報発信

河川の汚濁など農地をはじめ周辺環境への影響について地元住民はかなり関心が高いため、工事中および供用後の事後調査及び環境監視の結果において得られた情報等については、適切な時期に地元住民へ情報発信すること。

6 その他

計画されている環境学習施設の活動が、地域の環境保全活動につながるよう期待する。